

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、様式第3号、様式第4号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。